2026年11月4日

各　位

会社名：　クミアイ化学工業株式会社
代表者名：代表取締役社長　横山　優
（コード番号　4996　東証プライム）
問合せ先：　総務部長　山田　幸司

（訂正）「株式交換に係る事後開示書面」の一部訂正について

2026年11月2日付「株式交換に係る事後開示書面」（会社法第791条第１項第２号、第801条第３項第３号及び会社法施行規則第190条に定める書面）について、一部訂正がございましたので、以下の通り訂正いたします。訂正箇所には下線を付して表示しております。

記

（訂正前）

（前略）

５．上記に掲げるもののほか、株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則第190条第５号）

（１）クミアイ化学は、会社法第796条第２項本文の規定に基づき、本株式交換契約について会社法第795条第１項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いました。なお、会社法第796条第３項の規定に基づき本株式交換に反対する旨をクミアイ化学に通知したクミアイ化学の株主はおりませんでした。

（２）クミカ物流は、会社法第783条第１項の規定に基づき、2026年10月15日開催の臨時株主総会の決議により、本株式交換契約の承認を得ております。

（後略）

（訂正後）

（前略）

５．上記に掲げるもののほか、株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則第190条第５号）

（１）クミアイ化学は、会社法第796条第２項本文の規定に基づき、本株式交換契約について会社法第795条第１項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いました。なお、会社法第796条第３項の規定に基づき本株式交換に反対する旨をクミアイ化学に通知したクミアイ化学の株主はおりませんでした。

（２）クミカ物流は、会社法第319条第1項の規定により、2026年10月15日に本株式交換契約を承認する旨の臨時株主総会の決議があったものとみなされたことにより、同法第783条第1項に基づく承認を得ております。

（後略）

以　上

株式交換に係る事後開示書面

（会社法第791条第1項第2号、第801条第3項第3号
及び会社法施行規則第190条に定める書面）

2026年11月1日

クミアイ化学工業株式会社

株式会社クミカ物流

2026 年 11 月 1 日

株式交換に係る事後開示書面

東京都台東区池之端一丁目 4 番 26 号
クミアイ化学工業株式会社
代表取締役社長　横山　優

静岡県静岡市清水区渋川 100 番地
株式会社クミカ物流
代表取締役社長　中島　正成

クミアイ化学工業株式会社（以下「クミアイ化学」といいます。）及び株式会社クミカ物流（以下「クミカ物流」といいます。）は、2026 年９月 11 日付で両社の間で締結した株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）に基づき、2026 年 11 月１日を効力発生日として、クミアイ化学を株式交換完全親会社、クミカ物流を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行いました。

本株式交換に関する会社法第 791 条第１項第２号、第 801 条第３項第３号及び会社法施行規則第 190 条に定める開示事項は以下のとおりです。

１．　株式交換が効力を生じた日（会社法施行規則第 190 条第１号）

2026 年 11 月１日

２．　株式交換完全子会社における会社法第 784 条の２の規定による請求に係る手続の経過、並びに会社法第 785 条、第 787 条及び第 789 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 190 条第２号）

（１）　会社法第 784 条の２の規定による請求に係る手続の経過

会社法第 784 条の２の規定による請求を行ったクミカ物流の株主はおりませんでした。

（２）　会社法第 785 条の規定による手続の経過

クミカ物流は、会社法第 785 条第３項の規定に基づき、2026 年９月 30 日付で、本株式交換を行う旨並びに株式交換完全親会社であるクミアイ化学の商号及び

住所を株主に通知しましたが、会社法第 785 条第１項に基づく株式買取請求を行ったクミカ物流の株主はおりませんでした。

（３） 会社法第 787 条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

（４） 会社法第 789 条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

３． 株式交換完全親会社における会社法第 796 条の２の規定による請求に係る手続の経過、並びに会社法第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 190 条第３号）

（１） 会社法第 796 条の２の規定による請求に係る手続の経過

クミアイ化学は、会社法第 796 条第２項本文の規定に基づき、本株式交換契約について会社法第 795 条第１項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いましたので、該当事項はありません。

（２） 会社法第 797 条の規定による手続の経過

クミアイ化学は、会社法第 797 条第３項及び社債、株式等の振替に関する法律第 161 条第２項の規定に基づき、2026 年 10 月 9 日付で、クミアイ化学の株主に対し、本株式交換を行う旨並びに株式交換完全子会社であるクミカ物流の商号及び住所を電子公告により公告しました。なお、クミアイ化学は、会社法第 796 条第２項本文の規定に基づき、本株式交換契約について会社法第 795 条第１項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いましたので、会社法第 797 条第１項の規定に基づき株式買取請求を行うことができるクミアイ化学の株主はおりませんでした。

（３） 会社法第 799 条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

４． 株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数（会社法施行規則第 190 条第４号）

31,620 株

５． 上記に掲げるもののほか、株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則第 190 条第５号）

（１） クミアイ化学は、会社法第 796 条第２項本文の規定に基づき、本株式交換契約について会社法第 795 条第１項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いました。なお、会社法第 796 条第３項の規定に基づき本株式交換に反対する旨をクミアイ化学に通知したクミアイ化学の株主はおりませんでした。

（２） クミカ物流は、会社法第 319 条第 1 項の規定により、2026 年 10 月 15 日に本株式交換契約を承認する旨の臨時株主総会の決議があったものとみなされたことにより、同法第 783 条第 1 項に基づく承認を得ております。

（３） クミアイ化学は、本株式交換に際し、本株式交換がその効力を生じる日の前日の最終のクミカ物流の株主名簿に記載又は記録されたクミカ物流の株主の皆様（ただし、クミアイ化学を除きます。）に対し、その保有するクミカ物流の普通株式に代わり、その保有するクミカ物流の普通株式の数の合計に 1.12 を乗じた数のクミアイ化学の普通株式を交付いたしました。なお、クミアイ化学が交付したクミアイ化学の普通株式の合計は 35,413 株であり、その全てをクミアイ化学が保有する自己株式により充当したため、新たな株式の発行は行っておりません。

（４） 本株式交換により増加したクミアイ化学の資本金及び準備金の額は以下のとおりです。

① 資本金　　：０円
② 資本準備金　：０円
③ 利益準備金　：０円

（５） クミカ物流は、2026 年 10 月 30 日付の取締役会の決議に代わる書面決議により、クミカ物流が保有する自己株式の全部を本株式交換がその効力を生ずる時点の直前時をもって消却いたしました。

以　上